

避難勧告・指示発令権限の委任について

1. 事例

1) 広島市地域防災計画 <水防計画 第2節避難の勧告・指示>

第3 避難の勧告・指示の実施

1 実施担当機関: 市長(補助行政機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。)

2 略

3 区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示を発令し、事後速やかに市長に報告する。

2) 水俣市地域防災計画 <第3章 第9節避難計画(災害対策本部)>

1 実施責任者

前文略

(1) 市長

市長は、…(中略)…「立ち退き勧告」または「立ち退きの指示」ができる。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が立ち退きの指示ができな
いときは、現場付近にいる消防本部職員、消防団員、市職員は、市長の権限
を代行することができる。ただし、この場合、速やかに市長に報告し、以後の
指示を受けるものとする。

2. 根拠等

○地方自治法第 153 条に基づき、避難勧告・指示権限を、市町村職員や消防職員(一部事務組合の消防職員の場合には、市町村職員に併任されている職員)に委任することは可能。

地方自治法第 153 条

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

② 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

※管理に属する行政庁: 市町村にあっては、支所又は出張所(地方自治法第 155 条)

第2節 避難の勧告・指示 《各区区政振興課、消防局防災部・各消防署警防課》

第1 避難の勧告・指示

市長（その補助執行機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）は、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域（以下「要避難地域」という。）の居住者、滞在者その他の者（以下「要避難者」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。

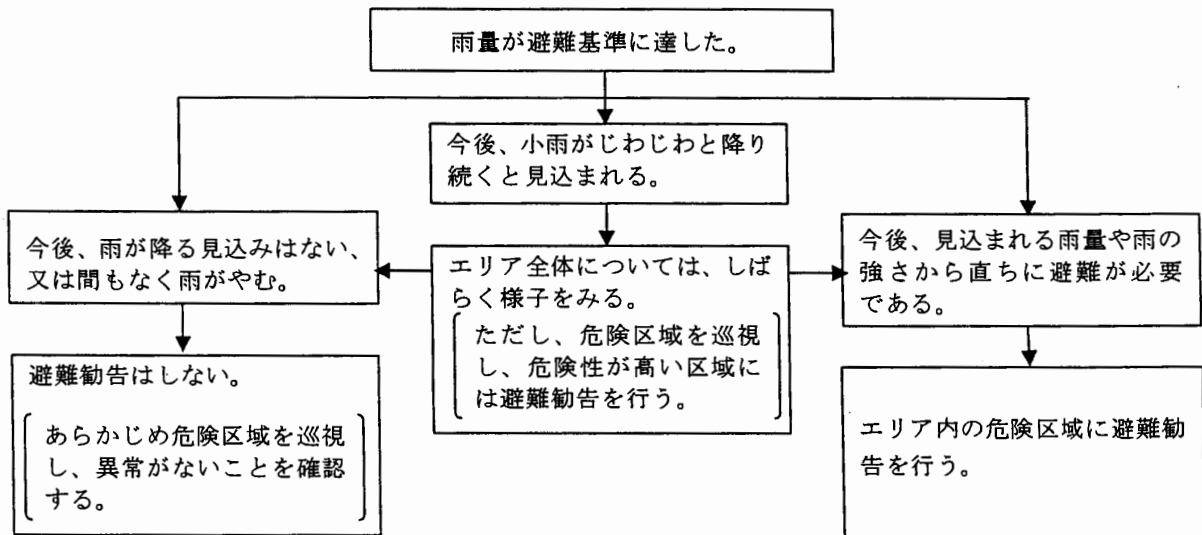
第2 避難の勧告・指示の発令の判断基準等

避難の勧告・指示を発令する判断の基準は、本章第4節によるものとし、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。なお、台風や津波などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する台風の中心気圧・進路等の情報や津波に関する情報を勘案するほか、巡視活動による状況把握に努めながら、避難の勧告・指示を行う。

《今後の気象予測等を勘案する際の注意事項》

- ア 土砂災害を警戒する場合
 - イ 高潮を警戒する場合
 - ウ 洪水を警戒する場合
- } 自主避難の呼びかけの場合と同じ。

降雨状況を勘案する場合の避難勧告フロー（土砂災害を警戒する場合）



※ このフローにおけるエリアとは、市内43の避難勧告対象区域をいう。

第3 避難の勧告・指示の実施

- 1 実施担当機関：市長（補助行政機関としての区長、消防局長及び消防署長を含む。）
- 2 避難の勧告・指示の区分

区分	実施の時期	伝達内容	伝達方法
避難勧告	災害の発生するおそれがあり、自発的に避難を促すとき。	(ア) 発令者 (イ) 避難すべき理由 (ウ) 避難の時期 (エ) 避難場所 (オ) 避難の経路	口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法による。 (ア) サイレンの吹鳴、警鐘の打鳴 (イ) 市防災行政無線（同報系）の利用
避難指示	上記より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるとき	(ウ) ラジオ・テレビ等放送施設の利用 (エ) F A X（聴覚障害者用） (オ) インターネットの利用 (カ) 緊急情報連絡システムの利用 (キ) 航空機の利用	

- 3 区長、消防局長又は消防署長は、避難の勧告・指示の必要があると認めるときは、直ちに市長に対しその発令を要請する。ただし、市長に要請するいとまのないときは、自ら避難の勧告・指示を発令し、事後速やかに市長に報告する。
- 4 市長は、必要と認める場合は、警察及び自衛隊に対し、避難の勧告・指示の実施について協力を要請する。
- 5 区長又は消防署長は、避難の勧告・指示を実施する場合は、必要に応じて警察、消防団その他防災関係機関に対し、協力を依頼する。
- 6 避難の勧告・指示を伝達する場合は、要避難地域の住民に対し、広報車、携帯マイク、戸別訪問、防災行政無線、水防信号等可能な方法により行うとともに、原則としてサイレンの吹鳴を併用する。このときのサイレンは、水防信号の第4信号とする。
また、自主防災組織の会長等の協力を得て組織的な伝達も併せて行い、聴覚障害者や視覚障害者など災害弱者にも配慮して、伝達漏れのないよう留意する。
なお、聴覚障害者（申請により FAX 登録した者）に対しては、上記の方法に加え、FAX を併用する。
- 7 市長は、避難の勧告・指示の周知を図るため、テレビ・ラジオ等の放送機関に協力を求め、放送を依頼する。
- 8 避難の勧告・指示を実施した場合の立退き先は、「地域防災計画・資料編」に定める避難場所の中から選定する。
- 9 区長、消防局長又は消防署長は、要避難者を避難させた場合は、当該区域について避難の必要がなくなるまでの間、警戒区域を設定し、立入禁止又は制限等必要な措置を講じる。

第3節 住民説明の実施及び関係機関への報告等

《各区区政振興課、消防局防災部、各消防署警防課》

第1 自主避難の呼びかけ又は避難勧告を行った場合の住民説明の実施等

区長、消防局長又は消防署長は、住民と一体となった防災活動を確保するため、自主避難の呼びかけ又は避難勧告を行った場合には、避難時又は事後において、避難を要した状況等について自主防災組織等を通じるなどして住民等への説明を行うとともに、住民等の避難状況の把握に努める。

第2 関係機関への通知及び報告

- 1 避難の勧告・指示を行ったときは、速やかにその旨を県知事へ報告する。
また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。
- 2 避難の勧告又は指示を行ったときは、区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知する。

水俣市地域防災計画

平成16年度

水俣市防災会議

第9節 避難計画（災害対策本部）

この計画は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させることを目的とする。

1 実施責任者

災害から住民の生命身体を保護するため非難の勧告、指示等の実施責任者は、次のとおりとする。

(1) 市長

市長は、人命を保護し、災害の拡大を防止するため、特に避難の必要があると認めたときは、その地域の居住者、滞在者その他の者に対し「立ち退き勧告」または「立ち退きの指示」ができる。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が立ち退きの指示ができないときは、現場付近にいる消防本部職員、消防団員、市職員は、市長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

(2) 警察官

警察官の避難指示は、原則として市長が「立ち退きの指示」ができないと認めるとき。または、市長から要求があったときに、災害対策基本法第61条の規定に基づく「立ち退きの指示」を行う。ただし、危険が急迫し、緊急を要する場合は、警察官職務執行法に基づき措置をするものとする。

(3) 水防管理者

水防管理者（市長）は、洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認めるときは、「立ち退きの指示」ができる。

2 避難等の基準

避難等の基準は、災害の種類及び地域性により異なるが、おおむね次のとおりとする。

なお、実施責任者は、避難等の時期を失わせぬよう関係機関と連携を取りながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努めるものとする。

(1) 市民の自主避難

実施責任者は、災害が発生する恐れのある気象予警報が発表された場合、市民に対して自主避難を促す注意喚起を広報するものとする。また災害の発生する恐れのある地域の住民は、災害を未然に防ぐため自主避難する。

この場合の避難所は、水俣市役所及び久木野支所、各地域（地域自主防災組織）で定めた避難所とする。